



【目次】

- 減価償却制度の改正について／業務主宰役員給与の損金不算入要件緩和
- 贈与の仕組みと計算～相続の勉強部屋番外編～
- パートタイム労働法改正 Part 2
- 公益法人の法人税(H20税制改正大綱)／労働保険料 申告・納付のご案内

減価償却制度の改正について

平成19年度の税制改正で、減価償却制度の大きな改正がありました。平成19年4月1日以後取得資産については以前ご紹介しました（グローバル2007年3号、8号にて掲載）。

今号では、**平成19年3月31日以前取得の資産**について確認してみましょう。

<取り扱い>

- 平成19年4月1日以後開始事業年度
- 前事業年度までに取得価額の95%相当額まで償却が達している資産



翌事業年度以後、残存簿価1円まで5年均等償却
償却限度額 = (取得価格 - (取得価格の95%) - 1円) × 事業年度月数 / 60ヶ月

<平成20年3月決算法人の中古自動車の例>



取得価格 100万円 (H13.4取得)
 償却方法 旧定率法 / 耐用年数 4年
 H19.3期末簿価 5万円

- 事業年度開始日⇒平成19年4月1日
- 前期末残存簿価⇒5万円 (100万円×95%到達)



今期から償却開始!

平成20年3月決算期償却額
= (100万円 - 95万円 - 1円) × 12 / 60 = 9,999円
 以後、平成24年3月期まで5年間、毎年9,999円を償却していくことになります。

特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入要件の緩和

●損金不算入要件の確認

①特殊支配同族会社の判定

業務主宰役員とその関連者の『持株割合が90%以上』かつ『常務従事役員に占める割合が50%超』の会社は、特殊支配同族会社に該当します。

②基準所得金額の判定(変更あり)

⇒過去3事業年度分の『所得又は欠損額+業務主宰役員給与額』の平均金額

この基準所得金額が、

- ・ 3,000万円超、または
- ・ **800万円超**3,000万円以下かつ基準所得金額に占める業務主宰役員給与の割合が50%を超えるかどうか。

以上の**2要件のどちらか一方にでも該当**すると、業務主宰役員に対する給与のうち、**給与所得控除に相当する金額が損金不算入**となります。

●変更点(上記波線部分)

この度の緩和で、要件のうちの一つが、下記のように変更になりました。

- ・ **1,600万円超**3,000万円以下かつ基準所得金額に占める業務主宰役員給与の割合が50%を超えるかどうか。

平成19年4月1日以降開始の事業年度からの変更となりますので、本年3月決算の法人様は今一度内容の確認をされてはいかがでしょうか。

贈与の 仕組みと計算

◆急な贈与にはご注意ください！

◆贈与税の最高税率は50%と非常に高いです。

◆場合によっては大きな税負担がのしかかってきます。

みなさんは「贈与」についてどのような認識をお持ちでしょうか。

一般的な「贈与」としては、所有している自宅を子どもに贈与する、子どもが住宅を建てるのに必要な資金を贈与する、などが挙げられます。

ここで問題になるのは贈与税です。個人間の贈与のやりとりは、いわゆる「タダ」でもらったことになるので、**贈与を受けた方に対して贈与税**がかかります。

今回はこの贈与税についての仕組みをご紹介します。

●贈与税がかかるもの

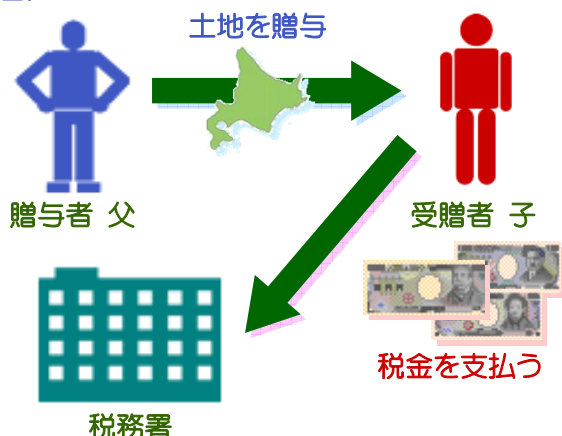
現預金はもちろんですが、土地や建物、車両、株式、貴金属など、金銭に見積もることができるものすべてにかかり、また、**たとえ夫婦間であっても贈与税**がかかります。

ただし、香典や扶養者への仕送りなど、社会通念や社会正義のうえで贈与税をかけることが適当でないと考えられるものについては、贈与税はかかりません。

●贈与税を納める方

贈与税は、**贈与を受けた方が納める**ことになり、贈与をした方に税負担は生じません。

(図)



●贈与税の計算

贈与税は、**非課税枠が年間で110万円**あります。つまり年間で110万円まで贈与を受けても贈与税はかからないことになります。

$$\text{贈与を受けた財産の価格} - 110\text{万円} \times \text{税率}$$

上記の財産の価額ですが、現預金であればそのままの金額になりますが、**土地や建物**については「タダ」でもらったことになるので価額が判りません。

このような財産については「**財産評価基本通達**」というものから、その価額を計算していくことになります。

また贈与税の税率は10%から50%までの5段階になっていて、**財産の価額が大きいほど税負担も大き**くなります。

(計算例)

$$\begin{aligned} &1,000\text{万円の土地を子に贈与した。} \\ &(1,000\text{万円} - 110\text{万円}) \times 40\% - 125\text{万円} \\ &= 231\text{万円} \end{aligned}$$

つまり1,000万円の土地をもらった子は、231万円を税務署へ納めることになります。

●贈与税の納付期限

贈与税は1月から12月までの暦年単位で計算され、その**贈与を受けた年の翌年3月15日までに**、贈与税の申告と納付を行います。

●最後に

贈与税を考えずに土地や建物の名義を変えてしまうケースがよくありますが、**事前にどれくらい税金がかかるか**、また**贈与の優遇制度が利用できるかどうか**を専門家にご相談のうえ、贈与を行うことをお勧めします。

パートタイム労働法改正

PART 2

平成20年4月より改正パートタイム労働法が施行されます。

今月号では、前月号に引き続き改正のポイントをご紹介します。

4 改正のポイント ～その2 待遇以外に関するもの～

I 雇入れの際、労働条件を明示すること

労働基準法では、すべての労働者を雇入れる際に、労働条件を明示することを事業主に義務づけています。今回の改正では、労働基準法による明示事項に加え、昇給・退職手当・賞与の有無を、文書等で明示することが**義務化**されました。トラブルを減らすために、支給されない労働者には、はっきりと伝えておくことが必要です。この3つの事項については、パートタイム労働者が希望した場合には、電子メールやFAXで明示することも可能です。



II 雇入れ後、待遇について説明すること

雇入れ後、パートタイム労働者から求められたときは、待遇を決定するにあたって考慮した事項を説明することが**義務化**されます。具体的な内容としては、労働条件の明示、就業規則の作成手続き、待遇の差別的取扱い禁止、賃金の決定方法、教育訓練、福利厚生施設、正社員への転換措置などの事項を説明しなくてはなりません。

パートタイム労働者から、上記の事項以外の待遇に関する事項について求められたときは、説明するように**努力**しなくてはなりません。

III 正社員への転換推進措置を講じること

パートタイム労働者に対して、正社員の転換を推進するため、次のいずれかの措置を講じることが**義務化**されます。

- ★通常の労働者を募集する場合、その募集内容を既に雇っているパートタイム労働者に周知する。
- ★正社員のポストを社内公募する場合、既に雇っているパートタイム労働者にも応募する機会を与える。
- ★パートタイム労働者が正社員へ転換するための試験制度を設けるなど、転換制度を導入する。

なお、これらは希望するパートタイム労働者全員を転換させることや、事業所内のパートタイム労働者を優先的に正社員として採用することを義務付けたものではありません。採用自体は従来通りの判断基準で行って構いません。

IV 苦情の申出には事業所内で自主的な解決を図ること

事業主がパートタイム労働者から苦情の申出を受けたときは、事業所内で自主的な解決を図ることが**努力義務化**されます。方法としては、事業主を代表する者及び労働者を代表する者を構成員とする苦情処理機関を設けて苦情を受け付ける、などの方法があります。また、紛争解決援助の仕組みとして、都道府県労働局長による助言、指導、勧告、均衡待遇調停会議による調整が設けられます。

パートタイムで働くことにはメリットがあります。「短時間で時間が自由になる」、「重大な責任が問われることが少ない」などがあげられますが、融通が利かなくなるとパートタイムで働くことの魅力が薄れてしまいかねません。「うちの会社のパートタイム労働者は何をメリットとしているのか」など、これを機に、確認してみたいかがででしょうか？

平成20年度税制改正大綱

公益法人の法人税について

先般、平成20年度税制改正の大綱が示されました。この大綱には公益法人に関する税制改正も盛り込まれております。今回は本改正における法人税の概要を簡単に御説明したいと思います。なお、**本改正は平成20年12月1日から適用**となる見込みです。

一般社団法人・一般財団法人は、「収益事業のみ課税」か「民間企業並み課税」の2パターンに

今回の改正では、一般社団法人・一般財団法人についての**法人税改正**が焦点のひとつでした。大きな変更点は非営利型法人と普通法人（非営利型以外の社団法人・財団法人）に係る**税率とみなし寄付金の処理**についてです。

● 法人税課税対象所得

- 非営利型法人** ⇒ **収益事業から生じた所得**について法人税を課税
- 普通法人** ⇒ **全所得**に法人税を課税
(会費・公益目的事業も課税)

● 共通の変更点

- ・ 税率30%(所得年800万円以下の部分 22%)
- ・ みなし寄付金適用なし(損金算入できない)
- ・ 受取利子等に係る源泉所得税は課税

この3つが大きく変更になる見込みです。みなし寄付金の適用がなくなることにより、普通法人については現行で行っている収益事業・非収益事業の区分経理が不要となります。

公益社団法人・公益財団法人は優遇措置の拡充

公益社団・財団法人については、ほぼ従来どおりの扱いとなりますが、収益事業の範囲から**公益目的事業に該当するものが除外**されたり、**みなし寄付金の損金算入限度額が拡充**される等の優遇措置が示されました。

当事務所ホームページコラムで、本記事の詳細や法人税以外の税制改正について掲載しておりますので、是非ご覧ください。

労働保険料 申告・納付のご案内

今年も労働保険料の申告・納付の時期が近づいてまいりました。

平成19年度確定保険料・平成20年度概算保険料の申告・納付期限は

平成20年4月1日(火)～5月20日(火)

となっております。忘れることのないよう、お気をつけください。

また、当事務所では『**労働保険料申告書の作成代行**』を行っておりますので、そちらもぜひご利用ください。

介護保険料率に変更になります

平成20年3月分(4月支給給与より控除される保険料)より、政府管掌健康保険の介護保険料率が改定されます。

	改定前	改定後
被保険者負担率	6.15/1000	5.65/1000

健康保険料率(41/1000)と合わせると、被保険者負担率は46.65/1000となります。

*なお、厚生年金保険料率の改定はありません。

編集後記

今年もようやく個人申告が終了しました。個人的には、資料回収が遅くなり、お客様にご迷惑をおかけすることもありましたが、新しい知識を吸収することもできました。

次は、最も件数が多いと言われる3月決算の法人申告に向け、気合を入れ直します。

(中谷)

月刊グローバル 2008年4号

2008年3月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。